

平 成 2 4 年 度

石狩市教育委員会会議（6月定例会）議案

議案第1号 石狩市文化財保護審議会への諮問について

石 狩 市 教 育 委 員 会

日 程

日 時 平成24年6月26日（火） 午後1時30分

場 所 市役所本庁舎 市議会第2委員会室

日程第1 署名委員の指名

日程第2 議案第1号 石狩市文化財保護審議会への諮問について

日程第3 教育長報告

日程第4 報告事項

- ① 平成23年度社会教育施設等の利用状況について
- ② 平成24年度石狩市教職員研修「サマーセミナー」について
- ③ 平成23年度石狩市在住の青少年における不良行為・犯罪行為等について
- ④ 平成23年度学校給食費収納状況について
- ⑤ 今後の厚田区の学校のあり方について

日程第5 その他

日程第6 次回定例会の開催について

平成24年7月 日（ ） 時 開催

議案第 1 号

石狩市文化財保護審議会への諮問について

平成 24 年 6 月 26 日提出

教育長 樋 口 幸 廣

このことについて、石狩市文化財保護審議会に対し、下記のとおり諮問したいので、石狩市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 13 号）第 1 条第 15 号の規定に基づき議決を求める。

<諮問文案>

石教文第 号

平成 24 年 月 日

石狩市文化財保護審議会会長 様

石狩市教育委員会

教育長 樋 口 幸 廣

「石狩八幡神社の手水鉢」の市指定文化財指定について（諮問）

石狩市文化財保護条例施行規則第 4 条第 4 項第 1 号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項 「石狩八幡神社の手水鉢」の市指定文化財指定について

別紙 諮問理由

(1) 諮問物件の概要

① 物件名 石狩八幡神社の手水鉢（願主小林店喜兵衛）

② 点 数 1 点

③ 特 徴

大きさ 縦 5 6 センチメートル

幅 6 9 センチメートル

奥 行 3 5 センチメートル

材 質 硬質石（石質不詳）

彫 字 「寛政元年酉三月吉日」（正面右）

「奉納」（正面中央）

「江戸本木材町 願主 小林店喜兵衛」（正面左）

「■奥戸列 南部大畑村」（側面）

（※■は、解読不能な文字）



「石狩八幡神社の手水鉢」(正面)

(2) 由来

「石狩八幡神社の手水鉢」は、昨年秋に石狩市教育委員会に寄贈されるまで、石狩八幡神社境内地にあったものである。寛政元年に奉納されていることから、本来は石狩弁天社にあったものと考えられる。

石狩弁天社は、元禄 7（1696）年、松前藩士山下伴右衛門が建立した小社を創建とする。文化 13（1816）年に石狩場所を請け負っていた村山家が、現在の石狩八幡神社境内に再興した。安政 4（1821）年に石狩を訪れた松浦武四郎は「弁天社、鳥居、灯籠、皆石にして、はなはだ美々しきものなり」と書き残している。江戸時代を通じ、鮭の豊漁、海上交通の安全などを祈願する社として石狩場所関係者により信仰され、様々な品が奉納されている。

明治 7（1874）年、村山家の守護神として現在地（弁天町 18 番地）に移設され、もとの場所には石狩八幡神社が遷座した。昭和 44（1969）年、石狩弁天社の社殿及び境内地内の奉納物は、一括して石狩町指定文化財第一号（現在は市指定文化財）に指定されている。

この手水鉢が石狩八幡神社境内地に置かれるようになった経緯は明らかではないが、石狩弁天社の管理が混乱した時期があり、その際に石狩八幡神社にうつされたものと考えられる。おそらく石狩弁天社の管理が混乱した時期に移されたものであろう。

(3) 文化財としての価値

「石狩八幡神社の手水鉢」の奉納は寛政元（1789）年であるが、道内に 18 世紀以前に遡る資料は、道南の一部地域を除き極めて少ない。また、奉納者である「江戸本材木町 小林店喜兵衛」は、詳細は明らかではないものの、材木商である可能性が高く、鮭とならぶ蝦夷地の主産物であったエゾマツの生産との関わりを伺わせる。とかく鮭一色として見られがちな石狩場所の出産物の実態を考える上でも重要である。

本来、「石狩八幡神社の手水鉢」は石狩弁天社の奉納物であり、既に石狩市指定文化財となっている他の奉納物と同様の歴史的な価値を持つものと考えられる。